

## ■介護保険制度改正について

---

介護保険法の改正により、以下のとおり制度が改正されます。

### 要介護（要支援）認定の更新認定有効期間の上限の延長

要介護（要支援）更新認定の有効期間の上限について、現行の24か月から36か月に延長となる。 【平成30年4月から】

### 「介護医療院」の創設

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設される。 【平成30年4月から】

### 介護報酬の改定

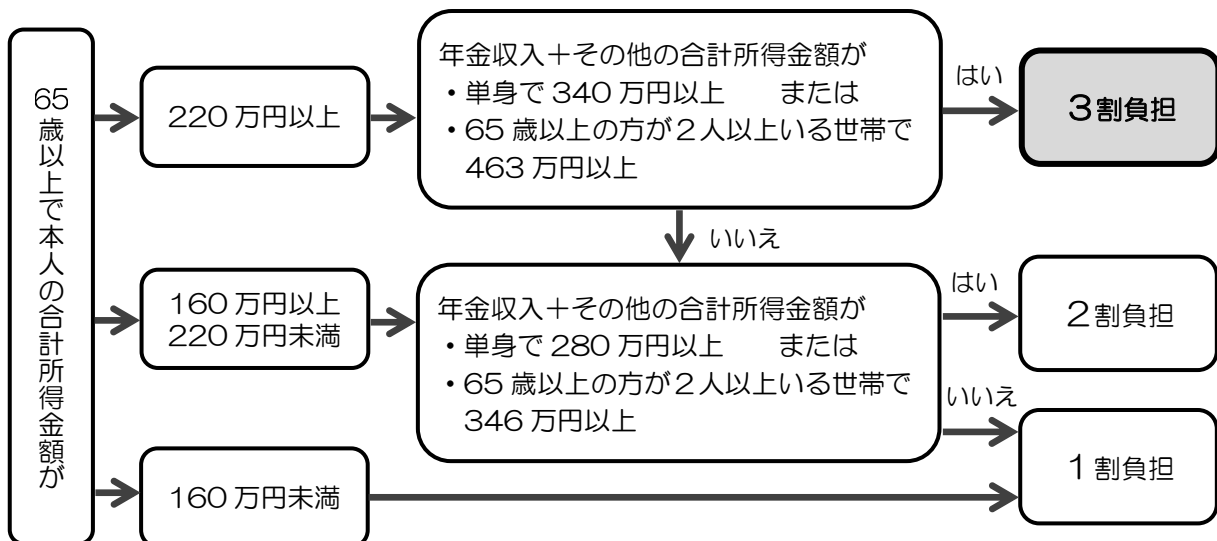
各介護サービスの報酬単位が改定となる。改定率は +0.54%。  
【平成30年4月から】

### 居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲

居宅介護支援事業者の指定権限について、県から市町村へ移譲される。（資料2参照） 【平成30年4月から】

### 現役並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し

介護サービスを利用した際に支払う利用者負担の割合について、特に所得の高い層の方の負担割合が「3割」となる。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。  
【平成30年8月から】



### 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減の見直

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、介護と医療の1年間の自己負担額が限度額を超えたときに超えた分を払い戻す「高額医療合算介護サービス費」について、70歳以上の方の限度額が変更となる。 【平成30年8月から】

区分	限度額	区分	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	67万円	課税所得	690万円以上
一般 (市町村民税課税世帯)	56万円		380万円以上690万円未満
低所得者 (市町村民税非課税世帯)	31万円		145万円以上380万円未満
	19万円		